

広島県告示第千百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月九日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道尾道新市線	尾道市木ノ庄町木梨字友永一〇三三番一地先から 尾道市木ノ庄町木梨字坂本一〇六八三番地先まで	令和五年一〇月二六日